
令和6年度
中国地域におけるELV規則案対応の
加速に向けた欧州の動向調査
概要

令和7年3月

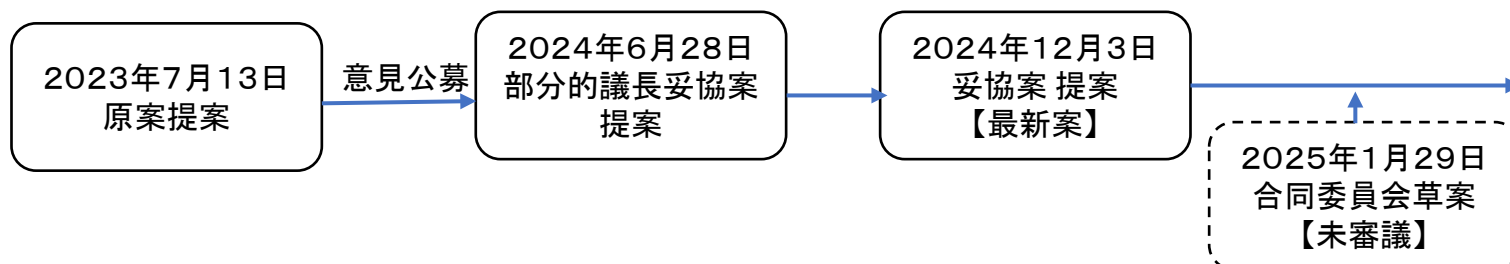
株式会社 成 研

I. ELV規則案の概要

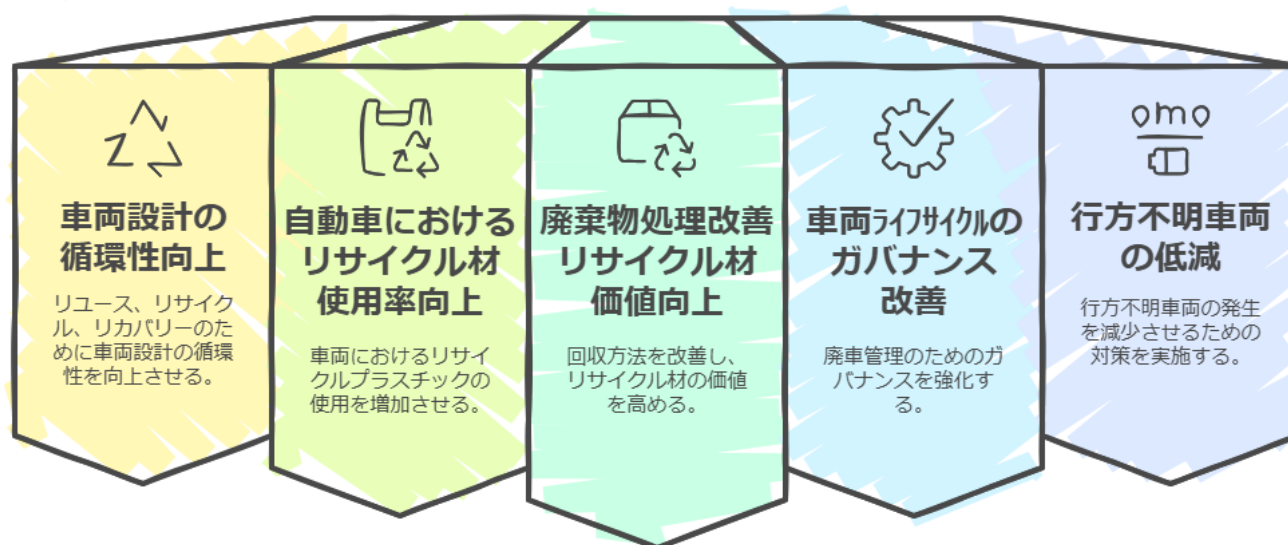
1. 名称

「自動車設計・使用済自動車（ELV）管理での持続性要件に関する規則案」

2. EU内審議経緯



3. 規則の概要



Ⅱ．背景



循環型経済成長戦略

EUは2020年に「欧州グリーンディール」を発表し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにした経済成長戦略を掲げている。これを実現するため、比重の大きい自動車産業を循環型経済に組み込むことが必要。



熱回収に偏ったリサイクル

現行法令の下で、廃車からの資源リサイクル率は85%。しかし回収資源は十分に活用されているとは言えず、EUにおいてもプラスチックの大部分はサーマルリサイクルに回されており、改善が必要。



大量の行方不明車両

適切な廃車手続きが行われず、所在が不明になっている車両が数百万台にも及ぶと言われ、走行に適さない環境汚染源となる廃車がEU域外に輸出されており、改善が必要。



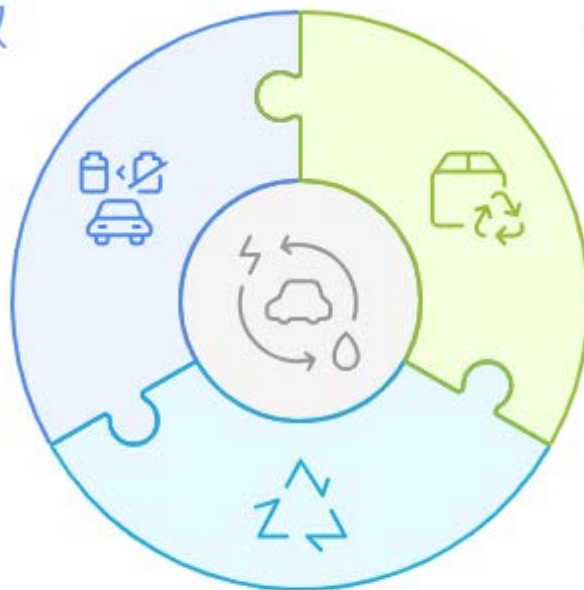
資源の戦略的自律性

地政学的なリスクの高まりから、EU域内における重要原材料の安定供給が課題となっている。ELVには様々な資源が含まれており、そのリサイクルを促進することで、EU域内における資源の戦略的自律性を高める。

Ⅲ. 自動車メーカーへの義務付け

ELVの回収

拡大生産者責任制度を適用し、ELVの回収と認可された処理施設への引き渡し責任を自動車メーカーへ求めている。



循環型設計

車両の設計段階において、再利用、リサイクル、および回収を容易にするための措置を講じることを求めている。
またそれに基づきデジタルシステム「循環型車両パスポート等」にこれらの情報を記載し公表することを求めている。

リサイクル材の使用

引き下げの方向で現在修正案が準備されているが、原案では新車製造にあたり重量比で最低25%の再生プラスチックを使用することを求めていた。更にこのうち25%、つまり重量比6.25%については自動車由来の再生プラスチックを使用することを求めていた。
こうした再生材の使用義務は、将来的にはスチール、アルミニウム、マグネシウム等にも拡大される見込み。

IV. ELV処理事業者への義務付け



V. 主な争点



再生プラスチックの最低含有率

原案では重量比で25%という高い数値が設定されていた。適切な品質の再生プラスチックを必要量確保するための課題は多く、目標達成への懸念の声が上がっている。



再生材の範囲

工場の端材や交換部品などを元にしたプラスチック素材は、現状では再生材としてカウントされない方向であるが、これを拡大するよう求める声があがっている。また再生手法についても、ケミカルリサイクルによる再生材を含めることを求める声が強い。



有害物質管理

使用済み車両には、製造時に使用が許可されていたがその後規制された物質—いわゆるレガシー物質が含まれている可能性が高く、この取り扱いについて懸念する声が上がっている。



拡大生産者責任

自動車メーカーがELVの回収と処理に責任を負うことを求める拡大生産者責任制度については、これを支持する声もあるが、再生材の使用率も含めて目標達成が困難との声も上がっている。



施行スケジュール

ELV規則案は、2027年頃から順次適用される見込みである。しかし、規則案の内容は多岐にわたり、自動車メーカーや部品サプライヤー、リサイクル事業者など、関係者への影響が大きいことから、さらに十分な準備期間が必要とする主張もある。

VI. 現時点の修正内容と展望（再生プラスチック使用義務関連）



再生プラスチックの最低含有率

2024年12月の修正案には、再生材の調達が極めて困難な場合に、欧州委員会が最低含有率の一時的適用除外を行う手順が盛り込まれている。

また現在準備中の合同委員会草案は、再生材の使用率20%・自動車由来の再生材使用率15%へ修正するとしており、原案の25%から引き下げられる可能性が高い。



ケミカルリサイクルの可能性

修正案は、一定条件下で指定部品の取り外し義務を免除し、他の廃棄物と混合して破碎処理することを認めた。これはケミカルリサイクルを含むPST（破碎後技術）の活用に道を開くものと考えられる。

また準備中の合同委員会草案では、ケミカルリサイクルの利用を前提として再生材使用率の計算方法を定めることを求めており、最終的にこの表記が挿入される可能性が高い。



再生材の範囲

合同委員会草案では、工場端材や交換部品といったプレコンシューマー材も使用率の計算に含まれる素材として明示することを求めており、最終的にはバイオベースプラスチックも含めて再生材として取り扱われる可能性が高い。



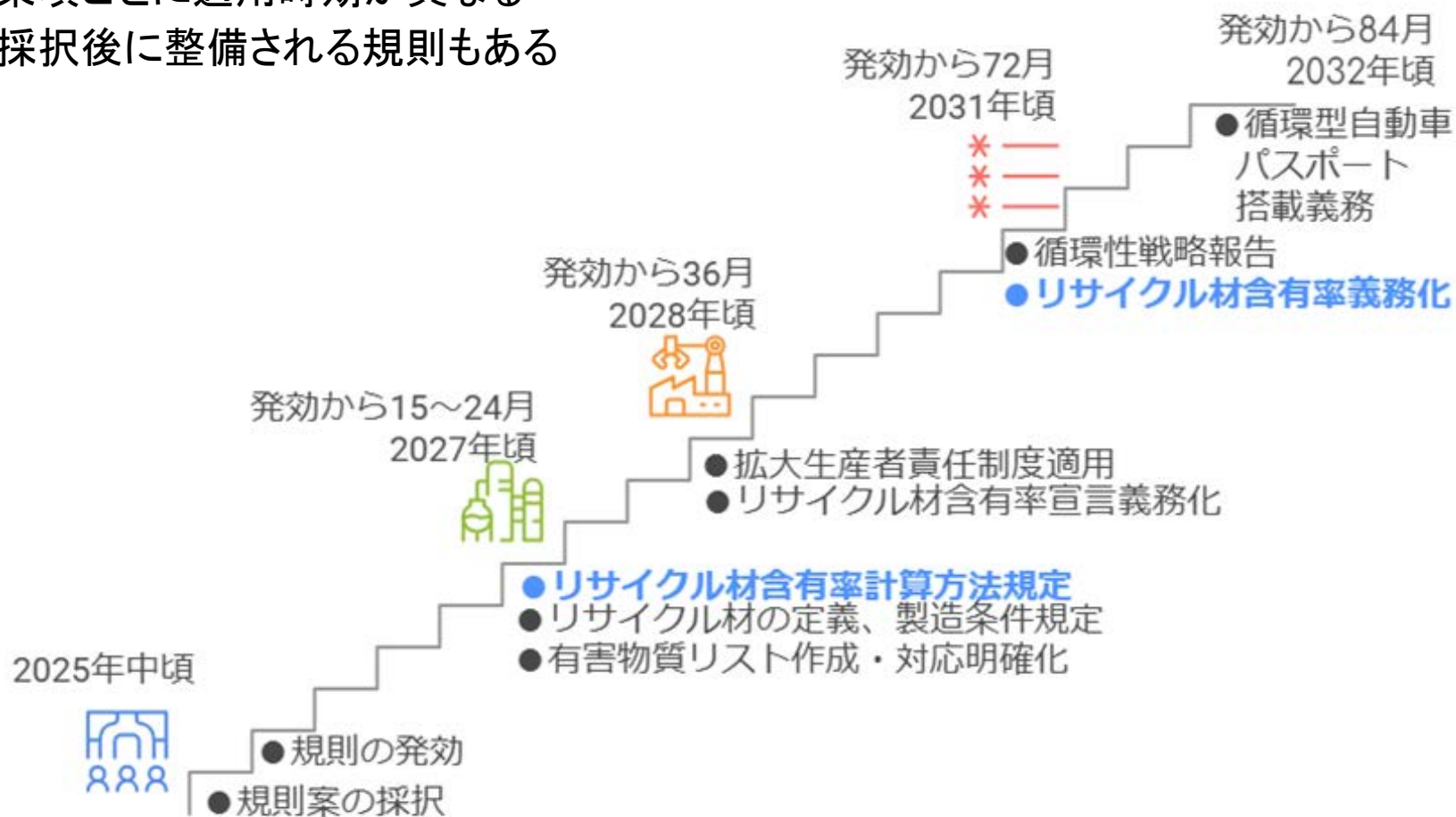
有害物質の扱い

欧州委員会は施行後2年以内に、車両中の懸念物資に関する報告書を理事会に提出し、適切にフォローアップすることが修正案に明記された。今後はREACH等の規則を援用しながら、より詳細で具体的な細則へ落とし込まれることが予想される。

VII. 今後見込まれる展開

【特記】

- 条項ごとに適用時期が異なる
- 採択後に整備される規則もある



※現在審議中の案がそのまま2025年に採択されることを前提とした展開